

関係各位

ロシアに対する輸出入の禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令等の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

- ① ロシアの特定団体への輸出等に係る禁止措置（57団体の追加）
- ② ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等に係る禁止措置（新規導入）
  - ・対象団体：輸出貿易管理令別表二の四に掲げる地域を仕向地とする経済産業大臣が告示で指定する者（当該者との直接又は間接の取引によるもの）  
アラブ首長国連邦2団体、アルメニア1団体、シリア1団体、ウズベキスタン2団体
  - ・輸出禁止対象品目：別表第二の三（ロシア向け輸出禁止品目）に掲げる貨物のうち、第三号（奢侈品）を除いたもの
- ③ ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置（新規導入）  
経済産業省告示（輸入公表）を改正し、ロシアを船積地域とする非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を導入

2. スケジュール

施行日

- ① 令和5年12月22日（金）
- ② 令和5年12月27日（水）
- ③ 令和6年1月1日（月）

※輸出貨物については、施行日（12/22、12/27）以降に積載・搭載されるものから適用対象となりますのでご留意下さい。

◇詳細については、以下の経済産業省ホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231215005/20231215005.html>

◇不正輸出入の懸念等、お気付きの点は問合わせ先まで情報提供をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

東京税関業務部

輸入：通関総括第1部門【手続関係】

電話：03-3599-6337

通関総括第2部門【輸入貿易管理令関係】

電話：03-3599-6338

輸出：通関総括第4部門

電話：03-3599-6341